

教育原論リアクション (5月10日) 学校について (その1)

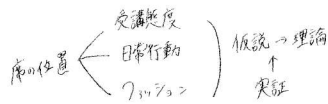
番号 1960 氏名

- 前回リアクション (4月28日) を読んだ感想
皆とてもまじめに書いているのでびっくりした。自分の考えも書いていて授業の内容も書いているだけじゃないと思えたのでとても素晴らしいと思ふ。非難を書いているのは才気という
- 教室でのマナーとは何か (プリント「教師にとってさびしい時代」参照)。
教師の授業に本格的に参加する。黒板に書き込みをする。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。
- 「教員試験合格の為の予備校」は、なぜ問題なのか? (「教育工場の子どもたち」参照)
教師の授業に本格的に参加する。黒板に書き込みをする。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。
- 家庭と学校の違いを説明しなさい (プリント参照、テキスト96頁参照) C
家庭は、性別や生明性などでその個性が重視されている。親の姿で可なりある。学校は、性別や生明性などでその個性が重視されている。親の姿で可なりある。学校は、性別や生明性などでその個性が重視されている。親の姿で可なりある。
- 学校で教えられる知識の特質は何か (プリント、テキスト97頁参照) C
①口頭によるもの (講義) の比重が大きい。②教科書の内容が中心。③日常生活から取り上げられたもの (事例) が中心。④学習は個人作業が中心。⑤学習は個人作業が中心。⑥学習は個人作業が中心。
- 「授業」という場の特質はなにか (プリント「学校という場、授業という場」参照) D
①知識と教師が子どもに伝えること。②教師と子どもが知識を共有すること。③授業は個人作業である。④授業は個人作業である。⑤授業は個人作業である。
- 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
- 上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。
(さん) → そのとーり!!!

教育原論リアクション (5月10日) 学校について (その1)

番号 1960 氏名

- 前回リアクション (4月28日) を読んだ感想
授業のまとめだけでなく、自分の考えも書いているのがいいと思った。また、自分の意見があると思った。授業のまとめだけでなく、自分の考えも書いているのがいいと思った。また、自分の意見があると思った。
- 教室でのマナーとは何か (プリント「教師にとってさびしい時代」参照)。
授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。
- 「教員試験合格の為の予備校」は、なぜ問題なのか? (「教育工場の子どもたち」参照)
教師の授業に本格的に参加する。黒板に書き込みをする。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。
- 家庭と学校の違いを説明しなさい (プリント参照、テキスト96頁参照) C
家庭では個性 (個性) が重視される。学校では、学力、態度、道徳が重視される。家庭では個性 (個性) が重視される。学校では、学力、態度、道徳が重視される。
- 学校で教えられる知識の特質は何か (プリント、テキスト97頁参照) C
教師 (教科) を通じて身につけられる力 (思考力) がある。文字を使った。日常生活ではあまり使われない知識。現実生活に適用できる知識。現実生活に適用できる知識。
- 「授業」という場の特質はなにか (プリント「学校という場、授業という場」参照) D
①知識と教師が子どもに伝えること。②教師と子どもが知識を共有すること。③授業は個人作業である。④授業は個人作業である。⑤授業は個人作業である。
- 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
- 上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。
(さん) → 授業形態には2パターンあることは私も理解がなされた。その授業をそれぞれによって使い分けられるかなと思った。



教育原論リアクション (5月10日) 学校について (その1)

番号 1960 氏名

- 前回リアクション (4月28日) を読んだ感想
「大きな木、成何を表しているのか、自分にはよくわからない」と思った。大きな木、成何を表しているのか、自分にはよくわからない。大きな木、成何を表しているのか、自分にはよくわからない。
- 教室でのマナーとは何か (プリント「教師にとってさびしい時代」参照)。
授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。
- 「教員試験合格の為の予備校」は、なぜ問題なのか? (「教育工場の子どもたち」参照)
教師の授業に本格的に参加する。黒板に書き込みをする。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。
- 家庭と学校の違いを説明しなさい (プリント参照、テキスト96頁参照) C
家庭は、個性 (個性) が重視される。学校では、学力、態度、道徳が重視される。家庭は、個性 (個性) が重視される。学校では、学力、態度、道徳が重視される。
- 学校で教えられる知識の特質は何か (プリント、テキスト97頁参照) C
①口頭によるもの (講義) の比重が大きい。②教科書の内容が中心。③日常生活から取り上げられたもの (事例) が中心。④学習は個人作業が中心。⑤学習は個人作業が中心。
- 「授業」という場の特質はなにか (プリント「学校という場、授業という場」参照) D
①知識と教師が子どもに伝えること。②教師と子どもが知識を共有すること。③授業は個人作業である。④授業は個人作業である。⑤授業は個人作業である。
- 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
- 上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。
(さん) → 授業形態には2パターンあることは私も理解がなされた。その授業をそれぞれによって使い分けられるかなと思った。

教育原論リアクション (5月10日) 学校について (その1)

番号 1960 氏名

- 前回リアクション (4月28日) を読んだ感想
「大きな木、成何を表しているのか、自分にはよくわからない」と思った。大きな木、成何を表しているのか、自分にはよくわからない。大きな木、成何を表しているのか、自分にはよくわからない。
- 教室でのマナーとは何か (プリント「教師にとってさびしい時代」参照)。
授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。先生に授業を聞いていて、授業に参加している。
- 「教員試験合格の為の予備校」は、なぜ問題なのか? (「教育工場の子どもたち」参照)
教師の授業に本格的に参加する。黒板に書き込みをする。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。授業に積極的に参加する。
- 家庭と学校の違いを説明しなさい (プリント参照、テキスト96頁参照) C
家庭は、個性 (個性) が重視される。学校では、学力、態度、道徳が重視される。家庭は、個性 (個性) が重視される。学校では、学力、態度、道徳が重視される。
- 学校で教えられる知識の特質は何か (プリント、テキスト97頁参照) C
①口頭によるもの (講義) の比重が大きい。②教科書の内容が中心。③日常生活から取り上げられたもの (事例) が中心。④学習は個人作業が中心。⑤学習は個人作業が中心。
- 「授業」という場の特質はなにか (プリント「学校という場、授業という場」参照) D
①知識と教師が子どもに伝えること。②教師と子どもが知識を共有すること。③授業は個人作業である。④授業は個人作業である。⑤授業は個人作業である。
- 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか (プリント参照) E
- 上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。
(さん) → 授業形態には2パターンあることは私も理解がなされた。その授業をそれぞれによって使い分けられるかなと思った。

18. 教育基本法

(昭和22.3.31 法律第25号 改正 平成18.12.22 法律第120号)

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

る一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

【解説】教育基本法の改正

平成18年12月、教育基本法が改正され、同月22日に施行された。全18条から成るこの改正(新法)では、その新たな「前文」の中で、①「公共の精神を尊び」、②「豊かな人間性と創造性を備えた」人間の育成、③「伝統を継承し、新しい文化の創造」を目指し、「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため」であることを強調している。

新法は、旧法の普遍的な理念を大切にしながら、現在及び将来のわが国の教育をめぐる諸情勢の変化に対応するために極めて重要と考えられる教育の目的及び理念(第1章)、教育の実施に関する基本(第2章)、教育行政(第3章)の三章に分類・整理し、次の4点をあげている。

第一、「教育の目標」(第2条)を明示した。なかで「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を特記している。

第二、「教育の実施に関する基本」(第2章)を設け、義務教育、学校教育のほか、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域等の連携協力等について、その在り方や実施のための基本となる事項を明記している。

第三、教育行政(第3章)の在り方や責務、教育振興計画の策定等を明確にした。

第四、教育振興基本計画の策定を政府の役割であると明記していることである。

制分担任及び相互の協力の下、その実施に責任(家庭教育)

を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養を励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるとして、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調利のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、幼児期の教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって、社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に

26. 教育基本法

(昭和22.3.31 法律第25号)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場合において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第3条 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第4条 (義務教育) 国民は、その保護する子に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第5条 (男女共学) 男女は、互に敬重し、

協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第6条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであるとして、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の福祉者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第7条 (社会教育) 家庭及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって、教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条 (政治教育) 良識ある公民たにに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第9条 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第10条 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を達成するために必要な諸条件の整備を目標として行われなければならない。

第11条 (備則) この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

教室空間・学校空間と教育過程

新谷 昭彦

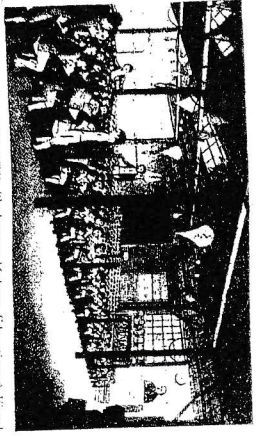
図7-3は、19世紀初頭に於けるイギリスの教室において、教授法の「新しいシステム」として注目された、ペル＝ラッソンスターの「新しいシステム」と呼ばれた「教室」空間の図である。この「新しいシステム」の発明者といわれるシェン＝ラッソンスターは、その著「教育のソフィスティケーション」の冒頭で、次のように述べている。

「教室の最良の形式は、長方形もしくは平行四辺形である。すべての教室は、教室正面に面して向かうべきである。それによって教師は、一瞬にそれだけの少年を監視することができる。机はずべて、一人机であるべきである。そして、すべての少年は教室正面に面して向かうべきである。そして、すべての少年は教室正面に面して向かうべきである。そして、すべての少年は教室正面に面して向かうべきである。」

この新しいシステムがもたらしたものは、一度に大数の生徒たちを、効率的に（すなわち、集団の秩序が乱れないような工夫を凝らして、少ない資源で）教育を行うことであった。そのため、このシステムに示すような空間が構築されたのである。しかも、上述のような空間を構築しなければならなかったのは、この方法は「社会性」とも目新しいものだったのである。

この空間の特徴には、もうひとつの意味がある。この空間に示されているように、現在私たちが慣れ親しんでいる教室空間の原型ともいえるイギリスの学校の教室は、生徒の先生を見るために便利な空間という理由から、このような空間的な特徴を与えられたのではないのである。それは、近代以前、教育の場が「先生と生徒を監視し、統制する」という役割をはたすうえで、有効な空間の設計がなされたのである。それは、現代でも同じで、「監視、システム（フーコー1977）としての特徴を備えた空間の発明であった。教師の立つ場所からは、生徒たち一人ひとりが目に入る。生徒たちにとっては、いつも教師の視線の届くところにいる、と言うことである。

このことは、近代の学校という場が行われるようになった教育が、たんに知識の伝達だけを目的としていたのではないことを意味している。こうして発明された新しい空間において、教育という営みには、教育の受け手を集団として監視し、統制するという目的が含まれるようになった。言い換えると、近代が「発見された学校空間、教室空間は、1人の大人（＝教師）が、集団としての子ども（＝生徒）を監視し、統制するの」に都合のよい空間の構築を与えられている。寺子屋のような空間とは異なる。そこで、(見る＝見られる)という関係が、知識の伝達と受容の形式の中核を占めるようになったのである。



『教育社会学』 解説編, 1992

社会組織としての学校

母塚 賢明

④ 官僚制

特定の目的の達成に向けて空間的に構築された、複数の人々の活動のシステムを公式組織 (formal organization) という (バーナード [Barnard, C.I.] 訳1980)。近・現代社会の公式組織の例は、制度の基こそあれ官僚制 (bureaucracy) として認識できることであり、学校も例外ではない。マートン (Merton, R.K.) が指摘するように、官僚制は通常、官僚制という言葉から、組織のきわみや規則の厳格な実施を連想する。だが、ウェーバーが官僚制という概念を唱えたのは、官庁や行政組織だけでなく、私企業にももちろん、国家、協会、軍隊、政党、学校などを含んでいた。しかも、より重要なことは、官僚制はそれ以外のイデオロギとは逆に、近代化や産業化に伴う重要な社会制度の合理的な側面における不可欠の過程としてとらえられていた。表4-1に示したように、官僚制は「官僚制組織」に比べて合理的、効率的、公平である。民主的な合理的決定を可能とする装置であった。官僚制はどのような特徴をもつのか。理想型としての官僚制は以下のよう

- (1) 標準化 (standardization) 規則やルーチンによって諸活動が標準化されている。これに非対して非人格的 (impersonal) に適用する。
(2) 文書化 (documentation) 職務上の意思決定や行為が、公式の、多くの場合文書化された規則によって行われる。
(3) 特化 (specialization) 業務が専門分化されている。組織の目標を達成するための活動の職務として分配されており、かつそれが資格とするための職員によって遂行される。
(4) 垂直化 (verticalization) 職務上の権限が階層化されている。

このように、現代の学校という場が行われるようになった教育が、たんに知識の伝達だけを目的としていたのではないことを意味している。こうして発明された新しい空間において、教育という営みには、教育の受け手を集団として監視し、統制するという目的が含まれるようになった。言い換えると、近代が「発見された学校空間、教室空間は、1人の大人（＝教師）が、集団としての子ども（＝生徒）を監視し、統制するの」に都合のよい空間の構築を与えられている。寺子屋のような空間とは異なる。そこで、(見る＝見られる)という関係が、知識の伝達と受容の形式の中核を占めるようになったのである。

⑤ 官僚制としての学校

だが、企業や官庁と学校を、同様の官僚制組織とみなしてよいだろうか。しかし、現代の他の組織と同様、たしかに学校も官僚制の特徴を明らかに備えている。たとえば、アメリカの教育史家ケッツ (Kaestle, M.) は、学校への学費制の導入、指導主事制度の導入、教育委員会による集権化を指摘して、アメリカ文化における教育官僚制の出現を19世紀中葉だと分析している (ケッツ、訳1989)。産業社会の面制を教化・仕入し、産業社会自らの実現に専心するために確立されたのが、学校官僚制であった。

- (1) 学習活動の標準化、文書化、標準化された教育課程、時間制、標準化されたテスト、成績評価、文書による学習の指示など。
(2) 行動の標準化、文書化、文書化された規則 (生徒心得、校則) による行動の規制。
(3) 年齢特性、学校段階 (大学、高校など) が年齢を基本に分けられている。学校内での学習集団も基本的に年齢によって分化している (学年制)。カリキュラムが年齢別に区分されている。

- (4) 性別特化、通常中等教育以上の段階で、別学の学校が存在し、共学の学校でも別学クラスがみられることもある。さらにカリキュラムや制服などについて性別特化がみられる。
(5) 能力特化、同一学校段階で能力、学力によって分けられた学校内での別学クラス。学校内でも各種の能力別編成 (ability grouping) が行われる (第3章参照)。これらのうち特化は、能力や年齢、性別による差別的な社会化環境を準備することとなる。

⑥ 官僚制モデルの限界

こうして学校は他の近代セクターと同様、官僚制組織をその特徴とする。だが、同時に学校は、官僚制の理想型によってとはとらえられない特殊な組織でもある。官僚制モデルは、ウェーバーの官僚制モデルをイギリスの別学学校を対象とした事例調査によって検討し、学校組織を合理的な官僚制組織と区別する必要性を以下のように指摘する (ケッツ、訳1989)。第1に、職員階級が永年かつ地位の階級が「くぐらない」。企業や官庁とは教員が地位の階級がなく、かつ個々の教員は (専) 専門職 (semi-profession) として自律性を有するとされ、必ずしも上司の命令のみによって職務を遂行するわけではない。学校は、ヒラミッド型の垂直官僚制型組織というよりは、自律平等型組織に近い。

第2に、専門的職員の教員集団で作業の性質が異なる。教科書などの専門的教材を準備して、一人の教員が担当する。第3に、多くの教員は、公費を求めないとしても生徒は半人間的に扱われる。したがって、学校教師は企業にもとって行われ、また学校内での階級に、たしかに学校教師は企業にもとって行われ、また学校内での階級にも標準化されている。だが、それも企業内での細かな教師の指導行為に必ずしも十分浸透しているわけではない。おが国における「学級王国」といふことが示唆するように、教員の指導は、自律的に決定される余地が確保されている。とりわけ、教員は専任教員と同じようにたしかに「専門職」制階級の名で採用された職員であるが、同時に自律性をもった「専門職」であるとの特徴が支配的である。

こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

以上を踏まえて、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

以上を踏まえて、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

以上を踏まえて、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

④ 専門職としての学校 教師 (profession) は、高度な専門技術、専門知識、高い社会的評価などを特徴とする。同時に、高度な専門技術、専門知識、高い社会的評価を受け、職業上の「自由性」を有する。教員もまた専門職であると見做されてきた。ところが教員は、同時に官僚制組織の一員でもあり、明らかな階級にとって行われることを期待された一組織階級者である。こうした側面は官僚制組織のなかで統制を要する。一方で専門職としての側面は、学校というセクターに特有な。官僚制組織と自律性をもった専門職 (role conductor) は教員の任務を区別する一因である。ただし、教員はその専門技術性や社会的地位に比べて劣っており、社会的評価でも高い差があることから、専任制 (semi-profession) ないし自給専門職 (would-be-profession) などとして位置づけられることが多い。

⑤ なぜゆるやかな運送の?

では、学校組織が合理的な官僚制組織としてよりも、ゆるやかな運送を示す組織として存在するのはなぜだろうか。それは第1に「学校組織の目標があいまいないし多岐にわたっており、第2に目標を達成するための合理的な手段が複数存在している」からである。

- (1) 組織目標の曖昧さ、多岐性 一般にどのような組織も、その組織が設立されるに至った目的を以て、この目標の達成に向けても合理的、効率的な行動がとられる。たとえば、企業は、利益の生産や販売を通じて利潤を獲得し組織を維持するという目標が明確である。この目標を効率的に達成するために、生産工場や営業戦略が合理的に構築されている。学校はどうか。学校の目的は、若年世代に対する組織的社会的化、人権の育成など、いわゆる「人間の成長」に在り、子ども達の潜在的な可能性を開発すること、そして「教育」の目的は「発達とは何か」「一人前の成人とは何か」などについて決して答えが定まらずに在り、むしろ、結果的に「多岐にわたる」目標が設定されている。さらに、教育活動は、公的に言明できるような教育目標だけでなく、個々の教師の信念などが存在する。

学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。また、こうした二つの違いは比較したとき、学校という組織は、構成員の間に含まれた目標が明確として存在するわけではなく、また明確とした規則があるわけではなく、個々のメンバーがそれぞれ独自の目標を達成するために努力している。

ホームスクーリング Home Schooling

○ホームスクーリングの背景

ホームスクーリングは、保護者(親)が、子どもを学校にやらずに、家で教育する方法である。アメリカ等、多くの国で盛んになっている。

日本では、法的にホームスクーリングは認められていない。保護者(親)が、子どもを小中学校に通わせるのは義務であり、就学が免除されるのは「病弱等やむを得ない理由」の場合だけである⁽¹⁾。

学校は、教員免許状を持った教育の専門家である教師が専門的で広い視野から子どもを教育する場であり、子どもの能力を伸ばし、公共性を担う社会人としての資質を養うのに最もふさわしい場と考えられている。

しかし、ライマー(1985)やイリッチ(1957)など脱学校論者の指摘を待つまでもなく、現代日本では、学校教育に様々な問題が生じるようになってきている。親の高度化、家族の教育者化にともない、親が教育の主導権をにぎり、子どもの教育を学校や教師に依存しない傾向が強まっている。また不登校が増加し、子どもの学校離れ、教師の権威の喪失が続いている。そのような中で、家庭で親が子どもを教育するホームスクーリングも、注目されるようになってきている。

○アメリカのホームスクーリング⁽²⁾

ホームスクーリングが最も盛んなのは、アメリカ(USA)である。アメリカにおいてホームスクーリングは親の就学義務の放棄としてみなされているわけではない。正当な就学のひとつとして各州政府が認めている。その認め方が州により異なっており、年々その法律はホームスクーリングに有利な方向に変わっている。アメリカでは、現在各州は、一定の年齢の子の就学を義務づけているが、子どもを家庭で教えるホームスクールとして、さまざまな条件をつけて認める州が多い。最も規定が厳しい州では公立学校と同じ基本科目を同じ時間教えたことを証明するものを毎年提出すればよい。それに毎年標準テストが加わる州もある。親の教授資格(教員免許、学歴)も重要な要件である。ホームスクーリングを私立学校として認可する州もある。

ホームスクーリングで学ぶ子どもの数は把握が難しい。アメリカで1970年代1万~2万人、1988年には13万~30万人、現在は200万人に達すると言われている⁽³⁾。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどでも見られる。

アメリカの親はなぜ子どもをホームスクーリングで育てたいと思ったのか。メイベリー(Mayberry)の調査では、「宗教的信念」(65%)、「成績のため」(22%)、「社会的発達のため」(11%)、「その他」(2%)となっている⁽⁴⁾。

親がホームスクールで子どもを教育しようと親が思うきっかけの第1は、宗教的理由である。ホームスクーラーには、キリスト教原理主義の人が多い。進化論を教える学校には、子どもの教育を任せられないと考え、キリスト教団体が、聖書の教えに則った教科書を多く発行しており、それを使用し、親の宗教的信念をホームスクーリングで子どもに伝えている。

第2の理由は、教育的なものである。教師は優秀とは限らないし、学校は無駄な時間が多い。家庭の方が、親の監督のもと無駄な時間を省き、純粋に勉強に打ち込める時間が多い。さらに、子どもたちは、学校で暴力、セックス、麻薬などに巻き込まれ、身の危険に晒されることも多い。健全な社会的発達には家庭の方が有利である。

ホームスクールをする親の社会的属性には、一定の傾向がある。白人、既婚、若い家族(30歳代)、高学歴、専門・管理職、中産階層(年収による)、宗教的関与が高い、政治的には保守的な層に多いことも明らかになっている。彼らは、1990年代に公立学校に浸透した多文化主義に対して反対を表明することも多い。

○教育方法、教育効果

ホームスクーリングにおける教育方法はさまざまである。母親が教育を担当し、自分の子どもだけを担当する場が多い。ホームスクーリングの教師は、片手間でできない。テキスト、教材、勉強時間、教育方法、評価など子どもとの勉強にかかわることを、すべて決めて、毎日24時間、子どもに教師としてかわる。家に閉じこもらず、地域の子ともや大人交わる機会も多く持つ。他のホームスクール、教会、学校、図書館、教材組織といった地域社会の資源をフルに利用する。学校のクラブ活動や特定の授業に参加する場合もある。

ホームスクーリングの教育効果を他校と比較して学力も社会性も問題ないという調査結果が多く出ている。

○ホームスクーリングの意義

ホームスクーリングは、学校に代わる教育方法として日本では認められていない。しかし、教育する家族や不登校生徒の増加するなか、学校教育のあり方を問い直し、それに替わるものを模索する手掛かりになる。

永年ホームスクーリングに関わってきたドブソン(Dobson)は、「子どもはひとり人違うということ」と「学校のスケジュールやカリキュラムが唯一の方法ではないということ」をホームスクールの重要なコンセプトとしてあげている⁽⁵⁾。

ホームスクーリングの考え方は、学校へ行くのが当たり前としてきた近代の教育観に再考を促す。それはまた、不登校の子どもの親から学校へ行かないことの罪悪感を取り除く。自明視されていた学校教育のあり方を問い直し、地域社会と結びついた多様な学びの形態のあることに気付かせてくれる⁽⁶⁾。

一方、社会性、公共性を持つかどうかとも問われよう。親の教育放棄によるホームスクーリングが使われたり、偏った宗教観や価値観の持ち主の親がホームスクーリングで子どもを教育すると、子どもに人権が無視され、社会性や公共性を損なわれる場合もある。(武内 清)

(1) 国民は、その保護する子に、別に法律に定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う(教育基本法第5条)。保護者は子に9年の普通教育を受けさせる義務がある(学校教育法16条)。就学が免除されるのは、「病弱等やむを得ない理由」の場合である(学校教育法18条)。

(2) 学校批判、脱学校論に関しては、下記を参照。ライマー、E.(1985、松居弘道訳)『学校は死んでいる』晶文社
イリッチ、I.(1957、東洋・小澤興三訳)『脱学校論』東京創元社

(3) アメリカのホームスクーリングに関しては、下記を参照。Wade,Tand other,1995,『The Home School Manual』Gazell P. 本園愛美、1995『ホームスクーリングによる学校教育への問題提起』『学校と社会の連携を求めて』教育開発研究所
武内清、1998『ホームスクーリングから見た地域社会のあり方』『学校と社会の連携を求めて』教育開発研究所

(4) 宮井勝子、1999『多文化社会のアメリカにおけるホームスクーリング』東洋大学紀要第7号

(5) メイベリー、M.ほか(1997、藤明夫ほか訳)『ホームスクールの時代』東信堂

(5) ドブソン、L.(2006、遠藤公美訳)『ホームスクーリングに学ぶ』緑風出版

(6) 吉井健治、2000『日本におけるホームスクールの可能性と課題』社会関係研究 第6巻
上杉孝賢、2009『ホームスクーリング』『最新教育キーワード 第13版』時事通信社

2019年(平成31年)4月16日(火)

毎月 日 発行

世界
2019

学校通わず 先生は親

ホームスクーリング 米で広がる



ホームスクーリングで学ぶ子どもたち。保護者の指導のもと、家庭で学ぶ。

「不安はあるが、家族の時間大切に」
「公教育不信など背景」
「社会性身につかない」「虐待の温床」指摘も

「学校に代わりたくな...」
「子どもの興味に合わせた...」
「保護者の専門家の...」
「個別のペースで...」
「子どもの発達に合わせた...」
「保護者の指導のもと...」
「家庭で学ぶ...」
「保護者の指導のもと...」
「家庭で学ぶ...」

「学校に代わりたくな...」
「子どもの興味に合わせた...」
「保護者の専門家の...」
「個別のペースで...」
「子どもの発達に合わせた...」
「保護者の指導のもと...」
「家庭で学ぶ...」
「保護者の指導のもと...」
「家庭で学ぶ...」

「学校に代わりたくな...」
「子どもの興味に合わせた...」
「保護者の専門家の...」
「個別のペースで...」
「子どもの発達に合わせた...」
「保護者の指導のもと...」
「家庭で学ぶ...」
「保護者の指導のもと...」
「家庭で学ぶ...」

日本国憲法

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

武内清 教育社会学研究室 HP(ブログ)

1 天皇制存続と憲法9条はパートナー? (5月10日)

天皇制や憲法9条について、加藤典洋『九条入門』(創元社)の内容を内田樹が紹介している文章 (blog.tatsuru.com/2019/06/03_1328.html) を読んで、このような見方があるのかと驚いた。<天皇制の存続は戦争末期においてアメリカではほとんど論外の提案だった。1945年6月29日(終戦の6週間前)のギヤラツクによる世論調査では、天皇の処遇をめぐって、アメリカ市民の33%が処刑、37%が「裁判にかける・終身刑・追放」に賛成で、「不問に付す・傀儡として利用する」と回答したものは7%に過ぎなかった。そのような世論の中でGHQによる日本占領は始まった。法的には、日本国憲法を制定する権限はGHQではなく、それより上位にある極東盟約委員会の11カ国である。メンバーの中では、ソ連、オーストラリア、ニューゼーランド、フィリピンが天皇制の存続について警戒心を示していた(中略)日本では極東委員会もアメリカ国務省も知らないうちに1946年3月6日に天皇制の存続と戦争放棄という憲法草案をもつ「日本政府案」(起草したのはGHQ)が発表された。なぜワックカーは憲法起草をこれほど急いだのか?加藤典洋によると理由はきわめて実利的なものである。天皇制を利用すると占領コストが劇的に軽減することが確かだったから。天皇制を廃したり、天皇の戦争責任を裁判で追究した場合には、絶望した一部の日本軍兵士が占領軍に敵対し、多数米軍兵士の長期駐留が必要になる可能性があった。1946年2月時点でのワックカーは天皇制を梃子に国内秩序を完全にコントロールすること、アメリカ国内向けには「天皇制があっても、日本の軍国主義は決して復活しない」と保証することという二つの要請を同時に応えるというアプローチを演じる必要があった。そのときにワックカーに勧めたのが「戦争放棄」というアイデアであった。天皇を免罪するけれども、天皇の存在が世界の平和を脅かすリスクになる可能性はゼロである。なぜなら、日本は戦争を放棄するからである。天皇の免

罪という「非常識な」政策を正当化するためには、それに釣り合うほどに「非常識」な政策によって、均衡をとる必要があった。「天皇制は残す」という決定を呑み込ませるためには、「極端な戦争放棄案項」、すなわち個別的自衛権すら放棄するという案項を憲法に書き入れるしか手立てがなかったのである。憲法九条二項は憲法一条と「パートナー」で制定された。

<連休は近場で安上がり(5月3日) >

連休を皆どのように過ごしているのだろうか。退職している高齢者にとっては、いつも連休のようなもので、あまり関わりないが、連日働き詰めの人にとっては、ありがたいことであろう。(大学の教師の中には、溜った原稿を執筆している人もかなりいるであろう)。大学生に聞くと、連休中に旅行する人もいるが、多くはアルバイトがびつしり入っでいてあまり嬉しくないという人が多い。うちは妹の家に皆で集まったのを含め、千葉の近場で安上がり連休。今日(3日)は、車で50分の九十九里の白子海岸に行き、玉ねぎ畑と九十九里の海辺で遊ぶ。玉ねぎ畑は、20キログラム揃って2,400円(持ち帰って近所5軒に配る。新玉ねぎは生で食べると美味しく、煮られる)、白子海岸の温泉に入り(大人450円、子ども350円と、玉ねぎ祭りの割引券を使い格安。お昼は、美味しい中華を食べるという贅沢をしたが、子どもたちも喜んで一日であった。次の日(4日)は、車で15分の稲毛海浜公園へ、犬も連れて行く予定。(写真を掲載)

<社会的貢献について(4月24日) >

どのような職業に就くにせよ、その職業に就くのは、生計を立てたいということと同時に、社会に貢献したい(人の為に役立ちたい、社会をよくしたい)という気持ちがあるのであろう。ただ、その社会への貢献の仕方は職業や役職によって違う。教育の分野でいえば、現場の教師として児童・生徒に接し、その子らの成長に貢献したいという人もいれば、校長になったり教育委員会に勤め、教育の条件整備をしたり教師を指導したりして(日本の学校)教育の質をあげたいと考える人もいろいろであろう。大学教師の場合も、自分の研究に打ち込む人、学生の教育に情熱を注ぐ人、大学経営に生きがいを見いだす人、社会的に活躍する人など、いろいろである。私の知り合いでは、研究の分野では優れて有名な人は多くいるが、大学の学長になったり、社会的に有名になり、時の教育政策や世論に影響を与えている人はあまり見あたらない。それは、「教育社会学」というどちらかという世の主流に対しては懐疑的、批判的なスタンスを取りがちな学問の性格から来ているのかもしれない。ただ、教育社会学はデータを扱い、データや実際の事務の処理には得意なので、大学の実務を担当する副学長に就く人は少なからずいる。しかし学長になる人は少ない。

若い頃から知り合いで友人の明石要一氏(千葉大名教授、千葉敬愛短期大学学長)が第10期の中央教育審議会生涯教育分科会の分科会長になったという新聞記事を読んだ。頑張っ

教育原論リアクション (5月17日) 学校について (その2)

番号 1966 氏名

1 前回リアクション (5月10日) を読んでの感想

みんなさしりて書いてる良いなと思った。また、表をきれいにまとめていてすばいと思った。この「教員採用試験のための予備校」の所を読んでみんなの意見に納得した。賛成の人と、反対の人と書いて面白いなと思った。

2 教育はなぜ法律によって規制されるのか。どのような教育法があるのか (テキスト p53-57 参照)。
数が多 → 共通法 → 法律
日本国憲法 (1946年) 教育基本法 (1947年) 学校教育法 (1957年) 教育基本法 (1947年) 学校教育法 (1957年) 別冊にのせておいたと思う。また、法律が「あること」で「教育のシステムを運営していること」で決まる。

3 日本国憲法で、教育はどのように定められているのか (テキスト p55-56)

第26条「すべての国民は、法律の定めるところにより、...」
また教育システムを共通に運営
憲法26条によって、「教育を受ける権利を保障している。また教育システムを共通に運営
2006年に改正された「教育基本法」の特徴は何か。(テキスト p56, p179-180, フリ
ントA) 「伝統と文化を尊重し、それらをばはらした我が国を愛する」として「愛国心の育
成」が教育目標に含まれる。

「教育振興基本計画」の策定が義務づけられた。
国全体の教育の方向性を示すもの。 (地方自治体にも
5年単位で作成) 教育振興基本計画の策定と義務
5 官制の特長を挙げなさい。官制制としての学校の特質を挙げなさい。(フリントB, 前半)
特定の目標達成に向けて意図的に調整された、複数の人々の活動システム
① 環、官制制は、前官制制の各組織に比べて、合理的、思い、効果的、公認
② 標準化 ③ 専門分化 (特化) ④ 集積化

6 学校の非官制制的特質 (官制制の限界) を挙げなさい (フリントB 後半)

・ 職位の階梯が「水平的」で、上位の種別が「少ない」 → 次等も、上司の命令にふたつかの業務執行
・ 専門的職員に「分業の程度が大きい」 → 一人の「担当」している
・ 多くの職員は「公平を保つ」として「非人格的に」接するわけがない。
7 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、法的に認めてはどうか (フリントC参照)

ホムス、ホムス、リソには賛成である。
病気がひどいとして、精神的な問題の子と認めるからである。
学校で「学ぶ」とも思われるが、「家」で「学ぶ」とも思われる。また、「家」で「学ぶ」とも
親の手伝いなどを通して思われる。したがって「親以外の大人と関わりあう」のは問題点だと思わ
上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらおう。
(さん) → 私とちがが意見だが、1人1人それぞれあると思う。

教育原論リアクション (5月17日) 学校について (その2)

番号 1960 氏名

1 前回リアクション (5月10日) を読んでの感想

教室のイメージ、みんなが愛護的にみたら、度々思えるけど、教室の実態の空間
にたいして別な河も思わなかった。たのしみな授業というのをよく書いてあるという
ふりをされることは自分も教師の立場であらう、本当はさびしいことだと思った。
教員は、たのしみな授業を望んでほしい。授業をたのしみで受けたい。授業をたのしみで受けたい。
2 教育はなぜ法律によって規制されるのか。どのような教育法があるのか (テキスト
p53-57 参照)。現在の日本には「教育所」の意識が強い。その巨大な
教育・保育のシステムを運営するために、全体に共通するルールを設けたい。その巨大な
システムに共通する教育内容や教育方法を設定する必要がある。その中で教育の差がでたり、
問題の解決が遅れしまわぬようにしたい。教育法は憲法の中に教育基本法があり、そして
その中に細かくまた分かれていて、例えば「学校教育法」だ。
3 日本国憲法で、教育はどのように定められているのか (テキスト p55-56)
としかえず、「おんけ教育を受ける権利がある」と定められている。そして義務教育は無償で
あるというところ。またこの義務教育の「義務」は、子どもに教育を受ける義務があるという
たが、親に教育を受けた義務が「義務」は、子どもに教育を受ける義務があるという
4 2006年に改正された「教育基本法」の特徴は何か。(テキスト p56, p179-180, フリ
ントA) 1947年に制定された教育基本法は、2006年までの60年間で何度も変更された。大きな変更点は、
①「愛国心」の育成が教育目標に含まれたこと ②「子どもが育つ」が「教育振興基本計画」の策定が
国に義務づけられたこと、である。教育の基本原則を示している彼憲法には変わらぬが、「愛国心」の育成
が教育目標に明記されたことは、一国に限定された普遍的価値を重視していたことに対し、「日本の教育
」としての意識づけを強調するようになったこととできる。
官制制の特長を挙げなさい。官制制としての学校の特質を挙げなさい。(フリントB,
前半) 「A」の考える官制制は、社会制度の合理的再編における不可欠の過程としてとらえられている。
官制制は、前官制制の組織に比べて、合理的、合理的、公平であった、民主的な合理的支配
を可能とする武器であった。官制制の特徴は ①標準化 ②文書化 ③特化 ④集積化である。
現代の学校は ①校長、教頭など職位の階梯をもち、②権限の階層化 ③一定の専門的訓練 (教員養成)
④分業 (教材担任制など) 職務専任制が「官制制的特長」をもち、
6 学校の非官制制的特質 (官制制の限界) を挙げなさい (フリントB 後半)
① 職位の階梯が「水平的」で、上位の種別が「少ない」 ② 専門的職員に「分業の程度が大きい」
③ 多くの職員は「公平を保つ」として「非人格的に」接するわけがない ④ 教員は官制制
であるという「信念」が「支那的」である
7 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、法的に認めてはどうか (フリ
ントC参照)

ホームスクーリングは現在教育法の中で「専断」が行われていない
し、不登校などの生徒が増える中で「専断」が行われていない
憲法を取り替えることができない。専断のシステムを維持する
方法はないことと、ホムス、リソの重要性をシステムとして扱
いる。一方で、社会性、公平性、公認性が「専断」に欠けてしま
うことが問題となる。
8 上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらおう。
(さん) → たんくの字に反対されてもよかった。

家庭教育 学校教育
Howe 専断
Schooling 専断

共通するルール
法律
教育の法律は
数が多
日本国憲法 (1946年) 教育基本法 (1947年) 学校教育法 (1957年) 教育基本法 (1947年) 学校教育法 (1957年) 別冊にのせておいたと思う。また、法律が「あること」で「教育のシステムを運営していること」で決まる。

日本国憲法で、教育はどのように定められているのか (テキスト p55-56)

第26条「すべての国民は、法律の定めるところにより、...」
また教育システムを共通に運営
憲法26条によって、「教育を受ける権利を保障している。また教育システムを共通に運営
2006年に改正された「教育基本法」の特徴は何か。(テキスト p56, p179-180, フリ
ントA) 「伝統と文化を尊重し、それらをばはらした我が国を愛する」として「愛国心の育
成」が教育目標に含まれる。

「教育振興基本計画」の策定が義務づけられた。
国全体の教育の方向性を示すもの。 (地方自治体にも
5年単位で作成) 教育振興基本計画の策定と義務
5 官制の特長を挙げなさい。官制制としての学校の特質を挙げなさい。(フリントB, 前半)
特定の目標達成に向けて意図的に調整された、複数の人々の活動システム
① 環、官制制は、前官制制の各組織に比べて、合理的、思い、効果的、公認
② 標準化 ③ 専門分化 (特化) ④ 集積化

6 学校の非官制制の特質 (官制制の限界) を挙げなさい (フリントB 後半)

・ 職位の階梯が「水平的」で、上位の種別が「少ない」 → 次等も、上司の命令にふたつかの業務執行
・ 専門的職員に「分業の程度が大きい」 → 一人の「担当」している
・ 多くの職員は「公平を保つ」として「非人格的に」接するわけがない。
7 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、法的に認めてはどうか (フリントC参照)

ホムス、ホムス、リソには賛成である。
病気がひどいとして、精神的な問題の子と認めるからである。
学校で「学ぶ」とも思われるが、「家」で「学ぶ」とも思われる。また、「家」で「学ぶ」とも
親の手伝いなどを通して思われる。したがって「親以外の大人と関わりあう」のは問題点だと思わ
上記に関する回答 (記載) に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらおう。
(さん) → 私とちがが意見だが、1人1人それぞれあると思う。